

(別記様式第 1 号)

| | |
|---------|---------|
| 計画作成年度 | 令和 5 年度 |
| 計 画 主 体 | 山形県舟形町 |

舟形町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

| | |
|----------|-------------------|
| 担当部署名 | 舟形町農業振興課 |
| 所在地 | 山形県最上郡舟形町舟形 2 6 3 |
| 電話番号 | 0233-32-0947 |
| F A X 番号 | 0233-32-3250 |
| メールアドレス | |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、タヌキ、ノウサギ、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 山形県最上郡舟形町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | |
|--------------------|--------|-----------|-----------|
| | 品目 | 被害数値 (ha) | 被害金額 (千円) |
| ツキノワグマ | — | 0.00 | 0 |
| イノシシ | 水稲 | 0.52 | 461 |
| | ネギ | 0.006 | 23 |
| | 行者ニンニク | 0.016 | 231 |
| ニホンザル | — | 0 | 0 |
| ニホンジカ | — | 0 | 0 |
| ハクビシン | — | 0 | 0 |
| ハシブトガラス ハシボソガラス | — | 0 | 0 |
| タヌキ | — | 0 | 0 |
| ノウサギ | — | 0 | 0 |
| サギ類 | — | 0 | 0 |
| ウソ | — | 0 | 0 |
| ヒヨドリ | — | 0 | 0 |
| カワウ | — | 0 | 0 |
| 合計 | | 0.542 | 715 |

(2) 被害の傾向

| | |
|--------|---|
| ツキノワグマ | 町の中山間部のほぼ全域で出没が確認されており、自家用の果樹等を中心に被害がある。中山間部では集落内での目撃も確認されており、人的被害が懸念される。 |
| イノシシ | 水田の畦畔を壊すなどの被害や、自家用のゆり根、根曲り竹の食害の被害報告のほか、目撃情報が増加している。 |
| ニホンザル | 春～夏季にかけ目撃情報が急増している。野菜（自家用）への食害や果樹（自家用）の被害報告があり、被害の拡大が懸念される。 |

| | |
|--------------------|---|
| ニホンジカ | 町内全域に生息している。野菜（自家用）への食害等の被害報告のほか、目撃情報が増加している。 |
| ハクビシン | 町内全域に生息しており、国の調査報告には計上しない野菜（自家用）の被害のみである。 |
| ハシブトガラス ハシボソガラス | 町内全域に生息しており、春から秋にかけて、新芽や果樹（自家用）の食害がある。 |
| タヌキ | 町の全域で出没が確認されており、国の調査報告には計上しない自家用野菜の被害のみである。 |
| ノウサギ | 町の中山間部の果樹を中心に、降雪期の果樹の新芽の食害がある。農作物への大きな被害がなかったため、国の調査報告には計上していない。 |
| サギ類 | 夏場に被害が多く、稲を踏み倒すなど生育に影響を及ぼしている。農作物への大きな被害がなかったため、国の調査報告には計上していない。 |
| ウソ | 果樹や桜の花芽の食害が見られる。農作物への大きな被害がなかったため、国の調査報告には計上していない。 |
| ヒヨドリ | 町内全域に広く生息しており、夏から秋にかけて果樹（自家用）の食害がある。農作物への大きな被害がなかったため、国の調査報告には計上していない。 |
| カワウ | 鮎、ハヤ、カジカ等への被害が顕著である。被害区域は、最上小国川、最上川流域が主となっている。天然稚鮎の遡上や産卵期における食害の拡大が懸念される。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (令和3年度) | | 目標値 (令和7年度) | |
|--------------------|----------------|-------------|----------------|-------------|
| | 被害面積 (ha) | 被害額 (千円) | 被害面積 (ha) | 被害額 (千円) |
| ツキノワグマ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| イノシシ | 0.542 | 715 | 0.36 | 322 |
| ニホンザル | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ニホンジカ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハクビシン | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ハシブトガラス ハシボソガラス | 0 | 0 | 0 | 0 |
| タヌキ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ノウサギ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| サギ類 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ウソ | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | |
|------|-------|-----|------|-----|
| ヒヨドリ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| カワウ | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0.542 | 715 | 0.36 | 322 |

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| | 従来講じてきた被害防止対策 | 課題 |
|---------------|---|--|
| 捕獲等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・舟形町鳥獣被害対策実施隊による有害捕獲 ・捕獲資材(わな等)の購入 ・技能講習会の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者の高齢化による担い手不足 ・捕獲に対する町民の理解醸成 |
| 防護柵の設置等に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防護柵の導入支援 ・侵入防護柵の設置講習会の開催 ・追払花火講習会の開催 ・動物駆逐用煙火による追払い | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者の高齢化による侵入防護柵等の適切な管理が困難 ・農業者の防除意識が薄弱 |
| 生息環境管理その他の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催 ・放任果樹伐採の指導 | <ul style="list-style-type: none"> ・放任果樹の所有者不明 |

(5) 今後の取組方針

| |
|--|
| <p>これまでの対策は、鳥獣被害対策実施隊を中心とする有害捕獲がほとんどであり、住民の被害防除の必要性が高くなっている現状にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の鳥獣保護管理事業計画、県第二種特定鳥獣管理計画に基づき、関係機関と連携し、安全かつ効果的な捕獲と鳥獣の保護の調整に努める。 ・協議会主催による研修会、講習会を開催し専門家による助言、指導を仰ぎ、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりや農作物被害の軽減策に向けた体制強化を図っていく。 ・県の補助事業等を活用し、電気柵やメッシュ柵といった防護柵についての設置により農作物の被害防止に向けた活動を強化していく。 ・現行の捕獲隊である猟友会の担い手不足を解消するため、新規狩猟免許取得に係る支援事業を活用し、捕獲隊の確保に努める。また、捕獲活動に係る見回り等の負担を軽減するために、ICT機器を導入する。 |
|--|

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・目撃や被害の通報があった際には、できる限り現場に行きその被害の状況を確認し、防除方法を指導する。被害対策を実施した結果、なお目撃や被害が報告され場合には、舟形町鳥獣被害対策実施隊の中から指名された対 |
|--|

象鳥獣捕獲員によるわなの設置及び、定期的なわなの見回り等により有害捕獲を実施する。
 ・有害鳥獣(ツキノワグマ・イノシシ・ニホンジカ)の捕獲に際しては、ライフル銃の活用が不可欠である。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|---------|--|--|
| 令和5～7年度 | ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス タヌキ | ・箱わな、くくりわなの購入 ・電気止めさしの導入 ・ICT機器の導入による見回り活動の負担軽減 |
| | ノウサギ サギ類 ウソ ヒヨドリ カワウ | ・カワウ等の鳥類の捕獲については、捕獲実施区域が広域になることが予想されることから、県・舟形町鳥獣被害防止対策協議会・小国川漁業協同組合・他市町村等と密な連携を取りながら計画的に実施する。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| 捕獲計画数等の設定の考え方(令和5年度、令和6年度、令和7年度) |
|--|
| <p>・ツキノワグマ 「山形県ツキノワグマ管理計画」に基づき捕獲数を把握しながら、目撃、被害状況に応じて、食害及び人的被害の未然防止を基本に、安全かつ効果的な方法により捕獲を行う。</p> <p>・イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ノウサギ、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ 「山形県鳥獣保護管理事業計画」に基づき、わな、銃器等により捕獲を行う。</p> |

| 対象鳥獣 | 捕獲計画頭数 | | |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| ツキノワグマ | 県ツキノワグマ管理計画に基づく | 県ツキノワグマ管理計画に基づく | 県ツキノワグマ管理計画に基づく |
| イノシシ | 30頭 | 30頭 | 30頭 |

| | | | |
|--------------------|-----|-----|-----|
| ニホンザル | 10頭 | 10頭 | 10頭 |
| ニホンジカ | 5頭 | 5頭 | 5頭 |
| ハクビシン | 30匹 | 30匹 | 30匹 |
| ハシブトガラス ハシボソガラス | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| タヌキ | 30匹 | 30匹 | 30匹 |
| ノウサギ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| サギ類 | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| ウソ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| ヒヨドリ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |
| カワウ | 50羽 | 50羽 | 50羽 |

| |
|--|
| <p>捕獲等の取組内容</p> <p>捕獲については、銃器及びわな等によって行うが、被害状況や目撃情報に応じて鳥獣被害対策実施隊との連携を図りながら最も効果的な捕獲方法や場所を検討し実施する。捕獲した際には実施隊の安全性にも留意するため、電気止めさし等を導入する。なお、錯誤捕獲には十分注意し、錯誤捕獲が発生した場合には、速やかに関係機関に連絡し、迅速かつ安全な対応を図る。農作物等への被害が増加する5月～11月に町内全域で捕獲を行う。</p> |
|--|

| |
|---|
| <p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシの捕獲については、箱わなやくくりわな等（くくりわなについては、ツキノワグマ、ニホンジカを除く）を利用することを基本とするが、対象鳥獣の近くまで寄ることが困難である状況となっている。ライフル銃は散弾銃より有効射程距離が長いことから、ライフル銃による捕獲が有効であるため、効率的な捕獲体制を確立する。</p> <p>また、ライフル銃は他の銃器に比べ殺傷能力が高いため、適切な使用・管理について指導を行っていく。</p> <p>農作物等への被害が増加する5月～11月に町内全域で捕獲を行う。</p> |
|---|

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|--|
| 舟形町 | イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、タヌキ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス、サギ類、ウソ、ヒヨドリ、カワウ |

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | 整備内容 | | |
|---|------------|------------|------------|
| | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
| イノシシ | 電気柵 2,650m | 電気柵 3,000m | 電気柵 3,000m |
| 令和5年度の財源については、国庫補助事業及び山形県単独補助事業を活用する。令和6年度以降については、要望に応じて検討していく。 | | | |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 対象鳥獣 | 取組内容 |
|------|---|
| | 令和5年度～令和7年度 |
| イノシシ | <ul style="list-style-type: none"> ・個人での維持管理には限界があることから、集落単位で維持管理を行うことができる体制づくりを行う。 ・有害鳥獣を寄せ付けない集落作りを行うため、地域住民による動物駆逐用煙火による追払いを実施できる体制づくりを行う。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 対象鳥獣 | 取組内容 |
|--------|--|--|
| 令和5～7年 | ツキノワグマ イノシシ ニホンザル ニホンジカ ハクビシン ハシブトガラス ハシボソガラス タヌキ ノウサギ サギ類 ウソ ヒヨドリ カワウ | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会、講習会の開催 ・放任果樹や農作物残渣等の適切な処理についての指導 |

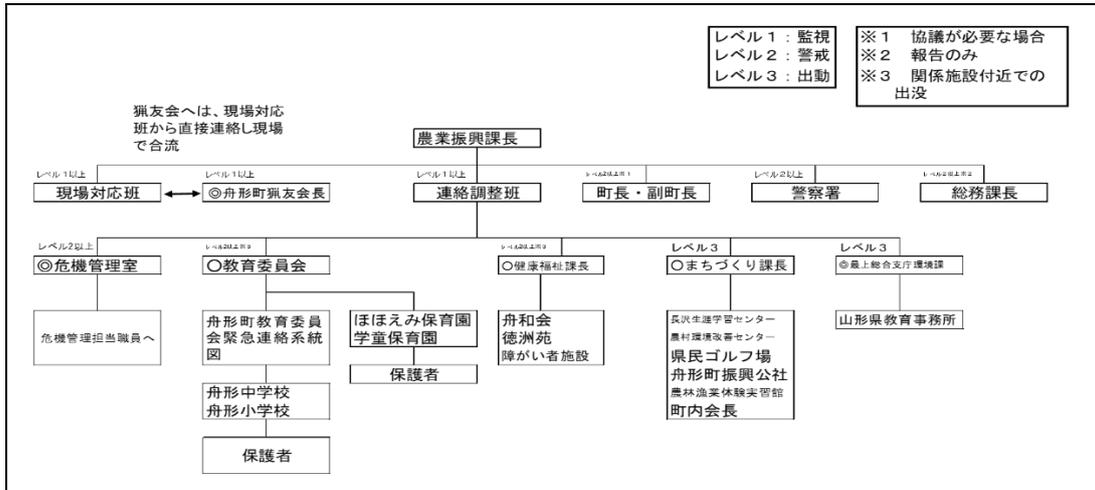
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関名 | 役割分担 |
|-------------|---------|
| 舟形町鳥獣被害防止対策 | 【連絡調整班】 |

| | |
|--------------|---|
| 協議会（農業振興課） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応の総括（課長） ・ 対応レベル、対応内容の決定（課長） ・ 関係機関との連絡調整 ・ 防災無線等（メール、ホームページ、LINE等）による注意喚起（一斉放送、一斉通知） 【現場対応班】 ・ 現地確認及び現場対応 ・ 捕獲等に係る法的手続 ・ 追払い活動 |
| 住民税務課 危機管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民への注意喚起（防災無線等） ・ 現場確認及び現場対応 ・ 住民の安全確保 |
| 教育委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校、学童保育所、保育園への情報提供及び安全確保 ・ 各施設の閉鎖の決定 ・ 集団下校等の決定 |
| 健康福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等への情報提供及び安全確保 |
| まちづくり課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各町内会長への情報提供 ・ 各出張所への連絡調整 ・ 県民ゴルフ場、温泉への情報提供 |
| 新庄警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場確認及び現場対応 ・ 町民の安全確保 ・ 町への助言 ・ 法的対応（警察官職務執行法に基づく対応等） |
| 最上総合支庁 環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 町への助言 |
| 舟形町鳥獣被害対策実施隊 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲のパトロール ・ 追払い活動 ・ 捕獲活動 |
| ほほえみ保育園 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 園児の安全確保 ・ 保護者への情報提供 |
| 小学校、中学校 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒の安全確保 ・ 保護者への情報提供 ・ 集団下校等の対応 |
| 学童保育所 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の安全確保 ・ 保護者への情報提供 |

(2) 緊急時の連絡体制



※電話による連絡体制

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

埋設等による適切な処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------------------------------------|--|
| 食品 | |
| ペットフード | |
| 皮革 | |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | |

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--|
| |
|--|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|--|
| |
|--|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 協議会の名称 | 舟形町鳥獣被害防止対策協議会 |
|-------------------------|---|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 舟形町 | <ul style="list-style-type: none"> ・協議会の統括及び事務局 ・協議会に関する連絡調整 |
| 舟形町農業委員会 | <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣関連状況の提供 |
| もがみ中央農業協同組合 南部営農センター | <ul style="list-style-type: none"> ・農作物被害の把握 ・農業者への農作物被害対策の指導 |
| 舟形町認定農業者協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・農業者への周知及び注意喚起 |
| 舟形町猟友会 | <ul style="list-style-type: none"> ・駆除活動(有害捕獲・追払い等)の実施 ・生息状況調査の実施 ・被害状況調査の実施 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|--------------|--|
| 住民税務課 危機管理室 | <ul style="list-style-type: none"> ・関係施設等への連絡調整及び注意喚起 |
| 教育委員会 | |
| 健康福祉課 | |
| まちづくり課 | |
| 新庄警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する指導・助言 |
| 最上総合支庁 農業振興課 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する指導・助言 |
| 最上総合支庁 環境課 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動に対する指導・助言 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

| | |
|-------------------------|---|
| 舟形町鳥獣被害対策実施隊(H29.6設置済み) | 令和4年度18名(町職員を除く) |
| 活動内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣出没時の周囲のパトロール ・追払い活動 ・捕獲活動の実施 |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

| |
|---|
| 継続的な被害対策を実施するために地域主体での取組を支援し、その体制づくりを行う。そのため、定期的に鳥獣の生態や被害対策等に係る研修会を開催し、地域の担い手の育成に努める。 |
|---|

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

| |
|-----------------------------|
| 被害防止計画は、必要に応じて内容を見直し、変更を行う。 |
|-----------------------------|